○厚生労働省告示第四百号

一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律（昭和二十八年法律第二百号）第一条の規定に基づき、同条に規定する遺族の福祉を目的とする事業を次のように指定し、平成二十八年十一月二十九日から適用する。

平成二十八年十一月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　元の軍人軍属であって公務により死亡した者の慰霊に係る事業

二　前号に規定する者の遺族（以下「遺族」という。）の間の交流及び遺族と戦後に出生した世代との交流に係る事業

三　遺族からの生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

四　一般財団法人日本遺族会に関する資料の展示に係る事業

五　前各号の事業に附帯する事業

○農林水産省告示第二千三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町芳生野字ゴミヤシキ乙四五七六の一、字檜山乙四六〇四の三、乙四六二三の三、乙四六二三の四、乙五六八九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町穴内字ヲモ田五八二、五八九、三〇四七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヲモ田五八九・三〇四七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町根木屋字クイノウチ一五〇二の一、字福仙ノ平一五〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字クイノウチ一五〇二の一・字福仙ノ平一五〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字福井字猿喰一八九七の一、一八九七の二、一九〇一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿喰一八九七の二・一九〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県白石市福岡蔵本字箱森一〇の二・一三八の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百七十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	糸魚川市大字歌字歌九九番五地先から同市大字外波字竹ヶ花七九九番一地先まで	平成二十八年十一月三十日〇時